2020年10月14日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル
株式会社さくらさくプラス
代表取締役社長　　西尾　義隆

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓

秋冷の候、株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、本総会は決議事項がございませんので、委任状に代えて株主総会出席票を同封します。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日時　2020年10月29日（木曜日）午前10時
2. 場所　東京都千代田区有楽町一丁目2番2号　東宝日比谷ビル8階会議室
3. 目的事項

報告事項

1. 第3期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）事業報告および計算書類ならびに会計監査人および監査役会監査結果報告の件

以上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票（P31）に必要事項記載の上会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎　本招集通知の参考書類に修正が生じた場合は、各株主様に修正事項を書面にてご通知いたします。

（参考書類）

事　業　報　告

（自　2019年８月１日　　至　2020年７月31日）

１．企業の現況に関する事項

（１）事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、事業年度後半に入り、急速に厳しい状況となりました。米中貿易摩擦による国内外経済の不確実性が高まっていた中、2019年10月には消費増税が実施となりました。何より、2020年に入って新型コロナウイルスが世界的に感染拡大したことから、わが国でも、外出自粛、消費活動の低下などにより、景気の減速傾向は一気に強まる結果となりました。先行きについても景気の不透明感が続き、企業活動にも、さまざまな制約が加わることが予想されます。

保育事業を取り巻く環境においては、4月に政府から緊急事態宣言が全国に発令され、保育園では登園自粛・休園が相次いだことなどから登園率が大きく下がりました。ただし、当社グループでは、運営する60園の大多数が認可保育園であるため、自治体からの補助金が予定通り支給され、業績に対するコロナウイルスの影響はほとんど見られない結果となっています。

女性の社会進出は都心部を中心に引き続き堅調です。保育を必要とする方々の数は今後もまだ伸びると予想されることなどから、保育事業が社会の中で果たしていく役割はますます高まっていくものと考えられます。

当社グループでは、子会社である株式会社さくらさくみらいが、さらなる需要の増加が見込まれる東京都心部での認可保育所開設を積極的に進めました。当事業年度においては、以下の保育所14施設を新たに開設しています。

（東京都認可保育所）
さくらさくみらい碑文谷
さくらさくみらい東日本橋
さくらさくみらい初台
さくらさくみらい御殿山
さくらさくみらい石神井公園
さくらさくみらい高野台
さくらさくみらい田柄
さくらさくみらい新板橋
さくらさくみらい西台
さくらさくみらい田園調布
さくらさくみらい東陽町
さくらさくみらい東陽二丁目

さくらさくみらい富岡
さくらさくみらい豊洲

以上の結果、当事業年度末時点で当社グループが営む保育施設の数は、認可保育所（東京都）53施設、認可保育所（埼玉県）１施設、認可保育所（千葉県）１施設、認可保育所（大阪府）３施設、認証保育所（東京都）１施設、小規模保育所（埼玉県）１施設の計60施設となっております。

こうした取組みにより、当事業年度の当社の業績は、営業収益381,479千円（前期比44.6%増)、営業利益48,792千円（前期比7.2%増)、経常利益27,677千円（前期比47.7%減)、当期純利益13,991千円（前期比60.5%減）となりました。

（２）資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度中において、本社移転に係る内装工事費等の設備投資資金として、当社子会社である株式会社さくらさくみらいより長期借入金として45,900千円を調達いたしました。

② 設備投資

当事業年度中における設備投資額は、本社移転に係る内装工事費等44,000千円であります。

（３）直近三事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第１期 2018年７月期	第２期 2019年７月期	第３期 2020年７月期 （当事業年度）
営業収益　（千円）	155,063	263,856	381,479
経常利益　（千円）	40,149	52,965	27,677
当期純利益（千円）	27,774	35,447	13,991
一株当たり当期純利益（円）	7円35銭	9円38銭	3円70銭
総資産　　（千円）	346,817	494,888	533,242
純資産　　（千円）	313,278	348,726	362,717
一株当たり純資産（円）	82円88銭	92円96銭	95円96銭

（注）１．当社は、2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月９日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算出しております。

２．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。当社は、１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

（４）対処すべき課題

① 継続的な人材の確保

当社グループが運営する保育事業は、事業拡大にあたって保育士・栄養士・看護師資格を有する優秀な人材の確保が不可欠であるため、優秀な人材の確保に努めてまいります。当社グループでは、年間を通じて全国各地で新卒の採用を含めた積極的な採用活動を行うとともに、従業員社宅制度や研修制度の充実、雇用条件の向上など、働きやすい環境づくりに注力してまいります。

② ドミナント戦略の強化

当社グループは、待機児童が集中する東京都23区などの首都圏都心部をターゲットとして、過去の運営実績や経験により培ったノウハウにより、収益性の高い認可保育所に特化した施設開設に注力してまいりました。

当面は首都圏都心部における児童の確保に優位性があると見込まれるため、当該エリアにおける認可保育所の開設に注力していく方針であります。

③ 新規事業への進出

当社グループの主要事業及び収益源は保育事業のみであるため、国や地方自治体の政策の変更により当社グループの業績は大きく影響を受ける可能性があります。当該状況を踏まえ、当社グループの経営の安定化を図るためにも、当社グループが保有するノウハウを活用し、政策の影響を受けない新規事業領域への進出を継続的に検討してまいります。

④ コンプライアンスの遵守

当社グループの運営する保育事業は許認可事業であるため、児童福祉法や施設利用者の個人情報保護に関する法令等の関連法令を遵守することは、事業を継続するために特に重要であると認識しております。当社グループでは、適宜改正される関連法令を適時に把握し、社内に周知できるように社内規程等をはじめとしたルール及び体制を整備し、社内研修等によりコンプライアンス遵守の組織文化の醸成を図ってまいります。

⑤ 設備投資資金の調達

当社グループでは、2021年７月期において14園を開園する予定であり、今後も継続的な保育所の開設を計画していることから、保育所開設に係る設備資金を安定的に確保することが重要な課題であると認識しております。一方で、有利子負債比率の上昇は経営の健全性を阻害する可能性があるため、財務の健全性を図るべく、金融機関からの借入、社債発行、株式発行等による複数の資金調達手段を組み合わせ、最適な財務政策を検討してまいります。

⑥ 不動産の確保

当社グループが認可保育所を開設するにあたっては、不動産所有者から保育所建設予定の土地や建物を賃借し、自治体より許認可を得ることとなりますが、自治体、利用者、当社グループのそれぞれのニーズを満たす最適な物件の情報を適時に取得するためには、不動産関連事業者等との関係構築が不可欠となります。当社グループ経営陣は不動産業界での豊富な経験とネットワークを有しておりますが、引き続きこれらのネットワークの拡充に努めてまいります。

（5）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社さくらさくみらい	93,004 千円	100.0%	保育所等の運営
株式会社さくらさくパワーズ	9,000 千円	100.0%	不動産管理

（注）事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社さくらさくみらい
特定完全子会社の住所	東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	285,504 千円
当社の総資産額	533,242 千円

（6）主要な事業内容

当社の主要な事業は、子会社株式保有による子会社経営戦略の策定・管理、子会社への経営指導等であります。

（7）主要な事業所（2020 年７月 31 日現在）

名　称	所　在　地
本社	東京都千代田区

（８）従業員の状況（2020 年７月 31 日現在）

従業員数	従業員の平均年齢	従業員の平均勤続年数
16 名	44.5 歳	3.1 年

（注）１．従業員数は、当社子会社との兼務者を含む就業人員であります。

２．当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

３．当社は、2017年８月１日付で株式会社ブロッサム（現「株式会社さくらさくみらい」）の単独株式移転により設立されたため、平均勤続年数の算定にあたっては、株式会社さくらさくみらい（旧「株式会社ブロッサム」）における勤続年数を通算しております。

（９）主要な借入先の状況（2020 年７月 31 日現在）

借入先	借入残高
株式会社さくらさくみらい	121,126 千円

２．会社の株式に関する事項（2020 年７月 31 日現在）

（１）発行可能株式総数　　普通株式　　12,000,000 株

（２）発行済株式の総数　　普通株式　　3,780,000 株

（３）当事業年度末の株主数　　28 名

（４）大株主（上位 10 名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社だいぎ	669,000	17.70
株式会社ＴＫＳ	669,000	17.70
西尾　義隆	555,000	14.68
中山　隆志	555,000	14.68
田中　順也	210,000	5.56
株式会社クリエイトバリュー	162,000	4.29
森田　周平	150,000	3.97
村田　良	84,000	2.22
原　幸一郎	75,000	1.98
原　周平	75,000	1.98

３．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行日	2017 年 10 月 16 日	2017 年 10 月 16 日
新株予約権の数	15 個	100 個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る） 当社監査役	 ０名 ０名 １名	 ０名 ０名 ２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	（注）１　当社普通株式 4,500 株	（注）１　当社普通株式 30,000 株
新株予約権の発行価額	無償	１個あたり１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個につき 99,000 円 （１株あたり金 330 円）	１個につき 99,000 円 （１株あたり金 330 円）
新株予約権の行使期間	2019年10月17日から 2027年10月16日まで	2019年10月17日から 2027年10月16日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）２	（注）２

（注）１．2019 年 11 月９日付株式分割（１株につき 300 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西尾　義隆	代表取締役社長	株式会社さくらさくみらい代表取締役社長 株式会社さくらさくパワーズ代表取締役社長
中山　隆志	取締役副社長	株式会社さくらさくみらい取締役副社長 株式会社さくらさくパワーズ取締役副社長 株式会社あかるいみらいアセット取締役
森田　周平	取締役専務	株式会社さくらさくみらい取締役専務 株式会社さくらさくパワーズ取締役専務
北村　聡子	取締役	
野中　利夫	常勤監査役	株式会社さくらさくみらい監査役 株式会社さくらさくパワーズ監査役
横田　絵美	監査役	株式会社さくらさくみらい監査役 株式会社さくらさくパワーズ監査役
金井　重高	監査役	
宮崎　雅俊	監査役	

（注）１．取締役 北村聡子は、会社法第２条第 15 号に定める社外取締役であります。

２．監査役 野中利夫、金井重高、宮崎雅俊は、会社法第２条第 16 号に定める社外監査役であります。

３．監査役 横田絵美、金井重高、宮崎雅俊は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（２）取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	４人 （１人）	87,120 千円 （1,800 千円）
監査役 （うち社外監査役）	４人 （３人）	16,900 千円 （12,900 千円）
計 （うち社外役員）	８人 （４人）	104,020 千円 （14,700 千円）

（注）2018 年 10 月 31 日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額 300,000 千円以内と決議いただいております。また、2018 年 10 月 31 日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額 50,000 千円以内と決議いただいております。

② 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等は、月額報酬（固定）のみで構成されております。報酬の決定に際しては、業績の状況を前提に、業務執行を行う役員については、各担当責任部門における職責及び各人の業績等を勘案し、株主総会の決議により定められるそれぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬は取締役会決議にて、監査役の報酬は監査役間の協議にて決定しております。

（3）社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等

区分	氏名	他の法人等との兼任状況及び当該他の法人等との関係
取締役	北村　聡子	半蔵門総合法律事務所パートナー弁護士 日本保険学会理事
監査役	金井　重高	㈱日本クラウドキャピタル監査役
監査役	宮崎　雅俊	Recovery International㈱監査役 蔵王産業㈱監査役

（注）当社と該当兼務先との間に特別な利害関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	北村　聡子	当事業年度に開催された取締役会の全回に出席しました。弁護士としての企業法務に関する幅広い知見から、その知識と経験に基づき議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。
監査役	野中　利夫	就任後の当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。監査業務の豊富な経験に基づき、その専門的見地からの助言・提言を行っております。
監査役	金井　重高	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。

監査役	宮崎　雅俊	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。

（４）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役は、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

監査法人東海会計社

（２）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,300 千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

（３）非監査業務の内容

当社は、監査法人東海会計社に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会の監査法人の選定方針は、職業的専門家としての高い知見を有し、独立性及び監査品質が確保されており、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、コスト面を含めて効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できることであります。

監査公認会計士等を選任・解任するにあたっては、当社の監査役会規程の「会計監査人の選解任に関する決定等」に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.　取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。

b.　取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

c.　取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

d.　代表取締役社長は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

e.　代表取締役社長が委員長を務め、常勤監査役及び当社及び当社子会社の従業員により構成されるコンプライアンス委員会、ハラスメント委員会を毎月開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの強化を図る。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を整備する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.　リスク管理規程に基づいて当社並びにグループ各社における業務を遂行する上でのリスクを分析、識別、予見し、有事の際には代表取締役社長がリスク管理統括責任者となり、リスク管理委員会を組織した上で迅速に対応する体制を整備する。

b.　各種連絡会議や役員会等の会議体において重要事項を適時に共有し、リスクへの対応を迅速に行う体制を構築する。

c.　内部監査室の内部監査がリスクを早期に識別し、解消を図るための自浄作用の機能を果たす体制を構築する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.　組織規程、稟議規程、決裁権限規程、業務分掌規程等により取締役の権限と責任や重要会議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、取締役の職務の執行が効率的に行われるように職務を分掌する。

b.　重要事項については毎週開催される連絡会議および役員会において事前に審議し、取締役会における迅速かつ適正な意思決定を推進する。

⑤　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a.　子会社の経営等に係る重要事項については取締役会における報告、審議事項とし、同会における審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する体制とする。

b.　子会社の役員へは必ず当社の役員が１名は兼任する体制とし、子会社の重要な情報について迅速に把握可能な体制を構築する。

c.　監査役および内部監査室は子会社の業務内容についてもその監査の範囲に含め、監査の結果を適時に代表取締役社長に報告する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a.　当社は、必要に応じて監査役と協議のうえで監査役の職務を補助すべき使用人を配置することが出来るものとする。

b.　使用人を設置する場合には、同使用人の監査役補助業務については監査役の指揮命令系統下に入るものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

c.　監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査役の同意を得ることとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

a.　当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとする。

b.　常勤監査役は毎週開催される各種連絡会議および役員会に出席し、また、月に１回開催される取締役会に出席することにより、取締役及び使用人が重要な事項を報告することが出来る体制を整備する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.　代表取締役社長と監査役は適宜意見交換を行う。

b.　当社は、監査役が必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することが出来る体制を整備する。

c.　監査役の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じることとする。

⑨　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ各社は、反社会的勢力排除に関する規程に基づき、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針とする。また、必要に応じて警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、体制の強化を図る。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに対する取組みの状況

当社代表取締役社長が委員長を務め、常勤役員及び当社及び子会社の従業員で構成されるコンプライアンス委員会を定期的に開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの強化を図りました。

②　取締役の職務の執行が効率的に行われるための取組みの状況

定期的な取締役会や、役員会等の開催に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、業務の効率的な執行を図るほか、取締役の職務執行状況を監督いたしました。また、当社および子会社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図っております。

③　子会社における業務の適正を確保する取組みの状況

子会社の経営等に係る重要事項については当社取締役会における報告、同会における審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する体制としております。また、子会社の役員は必ず当社の役員が１名は兼任する体制とし、子会社の重要な情報について迅速に把握可能な体制を構築しております。

④　監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、取締役会及び役員会等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、必要に応じて取締役、使用人にヒアリングを行うことで監査の実行性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査室との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

７．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年７月31日 現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		**(負 債 の 部)**	
流動資産	**82,488**	**流動負債**	**74,035**
現金及び預金	20,739	1年内返済予定の関係会社長期借入金	24,636
関係会社未収入金	47,816	未払金	28,119
前払費用	13,735	未払費用	3,087
その他	196	未払法人税等	5,747
固定資産	**450,753**	預り金	6,620
有形固定資産	**40,115**	賞与引当金	5,824
建物	35,823	**固定負債**	**96,490**
工具、器具及び備品	4,291	関係会社長期借入金	96,490
無形固定資産	**2,383**	**負債合計**	**170,525**
ソフトウェア	2,383	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**408,254**	**株主資本**	**362,717**
関係会社株式	300,065	**資本金**	**50,000**
繰延税金資産	3,879	**資本剰余金**	**235,504**
敷金及び保証金	92,476	その他資本剰余金	235,504
その他	11,833	**利益剰余金**	**77,213**
		その他利益剰余金	77,213
		繰越利益剰余金	77,213
		新株予約権	**0**
		純資産合計	**362,717**
資産合計	**533,242**	**負債・純資産合計**	**533,242**

損　益　計　算　書

（自 2019年８月１日　至 2020年７月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**381,479**
営業費用		**332,687**
営業利益		**48,792**
営業外収益		
受取利息	75	
その他	0	**76**
営業外費用		
支払利息	1,197	
上場関連費用	5,355	
債権譲渡損	14,638	**21,190**
経常利益		**27,677**
特別損失		
固定資産除却損	191	**191**
税引前当期純利益		**27,486**
法人税、住民税及び事業税	14,854	
法人税等調整額	△ 1,358	**13,495**
当期純利益		**13,991**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 2019年８月１日　至 2020年７月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	235,504	235,504	63,222	63,222	348,726	0	348,726
当期変動額								
当期純利益				13,991	13,991	13,991		13,991
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	－	－	－	13,991	13,991	13,991	－	13,991
当期末残高	50,000	235,504	235,504	77,213	77,213	362,717	0	362,717

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)　固定資産の減価償却の方法

（ア）　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～34 年
工具、器具及び備品	５～６年

（イ）　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

(3)　引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,884	千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高		
営業収益	381,479	千円
営業費用	3,009	千円
営業取引以外の取引による取引高	71,431	千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	3,780,000	株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	1,956	千円
資産除去債務	795	千円
未払事業税	526	千円
その他	600	千円
繰延税金資産合計	3,879	千円
繰延税金資産の純額	3,879	千円

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、本社事務所の内装工事及び敷金について、必要な資金を関係会社からの借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 現金及び預金	20,739	20,739	－
② 関係会社未収入金	47,816	47,816	－
③ 未払金	(28,119)	(28,119)	－
④ 未払法人税等	(5,747)	(5,747)	－
⑤ 関係会社長期借入金 (*2)	(121,126)	(121,693)	(567)

(*1) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(*2) 関係会社長期借入金は、１年以内に期限の到来する金額を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 関係会社未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 関係会社長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	300,065
敷金及び保証金	92,476

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

敷金及び保証金については、施設等の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難なため、時価算定の対象としておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科目	期末残高（注４）
子会社	㈱さくらさくみらい	所有 直接 100%	経営指導契約の締結 設備の賃借 業務委託契約の締結 役員の兼任	経営指導料の受取（注１）	376,334	未収入金	38,616
				事務所共用費の受取（注１）	69,120	未収入金	8,586
				業務委託費の支払（注２）	3,009		
				資金の借入（注３） 資金の返済（注３） 利息の支払（注３）	45,900 24,774 1,195	1年内返済予定の関係会社長期借入金 関係会社長期借入金	24,636 96,490
	㈱さくらさくパワーズ	所有 直接 100%	経営指導契約の締結 設備の賃借 役員の兼任	経営指導料の受取（注１）	5,145	未収入金	477
				事務所共用費の受取（注１）	1,116	未収入金	136

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　経営指導料、事務所共用費については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に決定しております。

（注２）　業務委託費については、業務の内容を勘案して決定しております。

（注３）　株式会社さくらさくみらいに対する資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

（注４）　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　95円96銭

１株当たり当期純利益　　3円70銭

（注）当社は、2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月９日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記

（公募及び第三者割当による新株式発行及び株式売出し）

当社は、東京証券取引所マザーズへの上場にあたり、2020 年９月 24 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しを行うことを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

（1）公募による新株式発行（一般募集）

①　募集株式の種類及び数	当社普通株式　350,000株
②　募集株式の払込金額	未定（2020年10月20日に決定する。）
③　増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
④　募集方法	発行価格での一般募集とし、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、野村證券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、岩井コスモ証券株式会社、マネックス証券会社、エース証券株式会社及び楽天証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受させる。 引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
⑤　発行価格	未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年10月20日に決定する。）
⑥　引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
⑦　申込期間	2020年10月21日（水曜日）から 2020年10月26日（月曜日）まで
⑧　払込期日	2020年10月27日（火曜日）
⑨　株式受渡期日	2020年10月28日（水曜日）
⑩　申込株数単位	100株
⑪　払込取扱場所	株式会社三井住友銀行　恵比寿支店
⑫　記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。	
⑬　前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

(2) オーバーアロットメントによる株式売出し

① 売出株式の種類及び数	当社普通株式 上限 101,600 株
② 売出人	ＳＭＢＣ日興証券株式会社
③ 売出方法	売出価格での一般向け売出しである。
④ 売出価格	(1)における発行価格と同一とする。
⑤ 申込期間	(1)における申込期間と同一とする。
⑥ 株式受渡期日	(1)における株式受渡期日と同一とする。
⑦ 申込株数単位	(1)における申込株数単位と同一とする。
⑧ 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、(1)において定める公募による募集株式発行が中止となる場合は、本株式売出しも中止する。	

(3) 第三者割当による新株発行

① 募集株式の種類及び数	当社普通株式　101,600株
② 募集株式の払込金額	(1)における払込金額と同一とする。
③ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
④ 割当価格	(1)における引受価額と同一とする。
⑤ 割当先及び割当株数	ＳＭＢＣ日興証券株式会社　101,600株 なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式の発行を中止するものとする。
⑥ 申込期日	2020年11月27日（金曜日）
⑦ 払込期日	2020年11月30日（月曜日）
⑧ 申込株数単位	(1)における申込株数単位と同一とする。
⑨ 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行　恵比寿支店
⑩ 募集株式の払込金額その他本募集株式に関して取締役会における承認を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。	
⑪ (2)のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。	

(4) 資金の使途

公募による手取概算額の資金の使途は、全額を連結子会社である株式会社さくらさくみらいへの投融資資金に充当する予定であり、株式会社さくらさくみらいにおける当該資金の使途は、2021年7月期中に開設を予定している認可保育所（14施設）の設備投資資金として2021年7月期中にその全額を充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2020年10月６日

株式会社さくらさくプラス

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　神谷　善昌　印

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　池田　龍矢　印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2019年８月１日から2020年７月31日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019 年 8 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日までの第 3 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月14日

株式会社さくらさくプラス監査役会

常勤監査役（社外監査役）　野中　利夫

監　査　役　　横田　絵美

社外監査役　　金井　重高

社外監査役　　宮崎　雅俊

株式会社さくらさくプラス

第 3 期定時株主総会

株主総会出席票

ご住所	
ご氏名	

◎ お手数ですが、本株主総会出席票に、ご住所、ご氏名を記入の上、
会場受付に、ご提出くださいますようお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区有楽町１丁目２番２号　東宝日比谷ビル８階(日比谷シャンテ上)

交通：東京メトロ日比谷線　「日比谷駅」直結徒歩３分
東京メトロ千代田線　「日比谷駅」直結徒歩２分
東京メトロ丸ノ内線・銀座線　「銀座駅」C1 出口徒歩５分
東京メトロ有楽町線　「有楽町駅」徒歩６分
都営地下鉄三田線　「日比谷駅」徒歩６分
JR 山手線　「有楽町駅」日比谷口　徒歩５分

